

大洋中学校区統合小学校施設整備検討委員会設置要綱

平成 29 年 8 月 22 日

銚田市教育委員会教育長告示第 4 号

(目的及び設置)

第 1 条 大洋中学校区統合小学校の施設整備を円滑に推進するため、大洋中学校区統合小学校施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 統合小学校建設の設計に必要な事項の協議に関すること。
- (2) その他統合小学校建設に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、以下の者をもって組織し、銚田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

- (1) 大洋中学校区小学校校長
- (2) 大洋中学校区小学校 P T A 会長
- (3) 銚田市 P T A 連絡協議会代表
- (4) 大洋地区区長代表
- (5) 市職員

2 委員の任期は、平成 30 年 3 月 31 日とする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総括し委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第 6 条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課新しい学校づくり推進室において処理する。

(補則)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。